

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています(表1-1、図1-1)。

また、地震調査研究推進本部(※1)によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川-静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています(表1-2)。

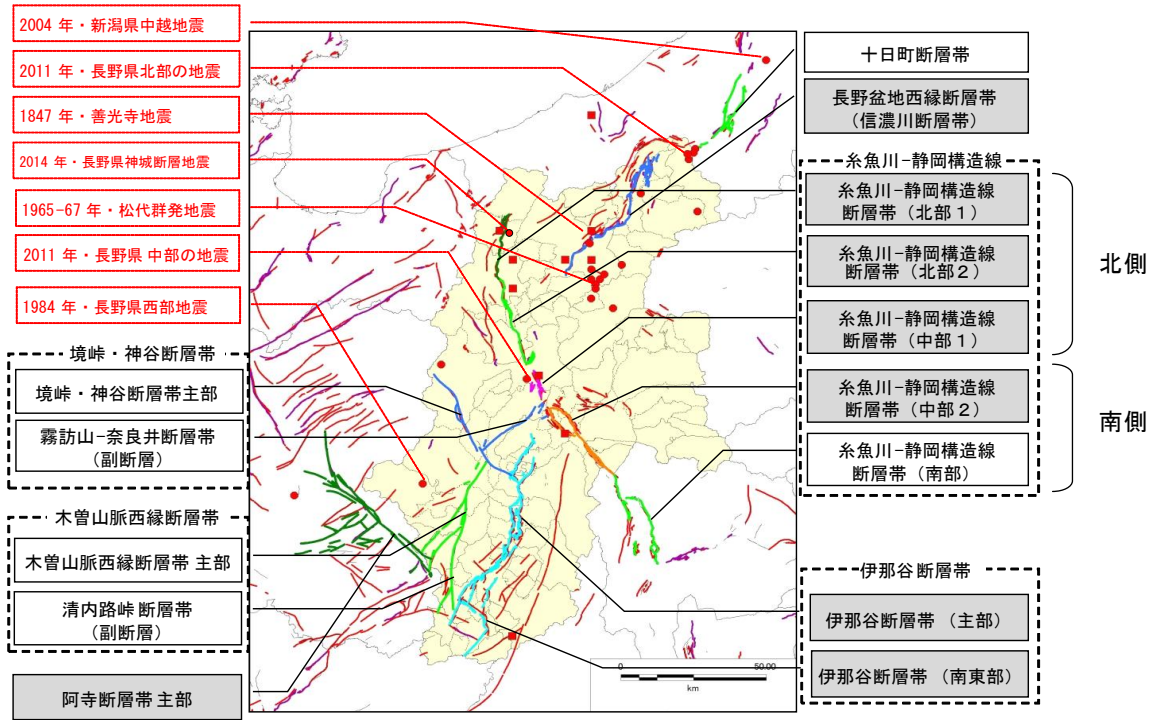
(表1-1)想定地震等の概要

種類	地震名	参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考	
				M <sub>j</sub>	M <sub>w</sub>		
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース	
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体		150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側	文部科学省研究開発局ほか(2010)	84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震	地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース	
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース	
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震	地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース	
海溝型地震	想定東海地震	中央防災会議(2001)	-	8.0	8.0	1ケース	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース	内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース	

(注) 気象庁マグニチュード(M<sub>j</sub>)とモーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)について

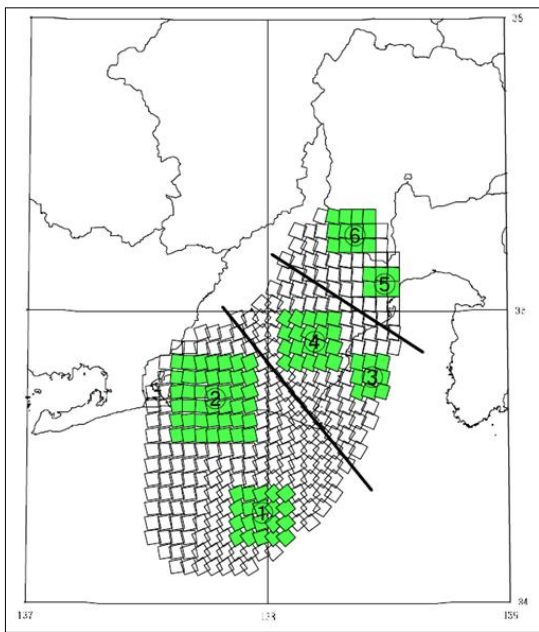
断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(M<sub>j</sub>)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)を求めている。M4~M8の海溝型地震ではM<sub>w</sub>=M<sub>j</sub>であることから、これを外挿してM<sub>j</sub>を求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長(文部科学大臣)と本部員(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



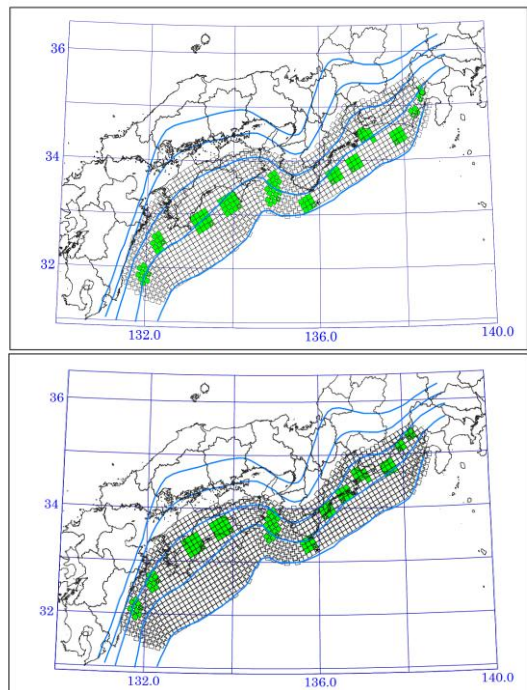
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典: 第3次長野県地震被害想定調査報告書)



□ : 小断層    ■ : 強震動生成域 (SMGA) の位置

(図1-2) 想定東海地震の断層モデル  
中央防災会議(2001)



(図1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル  
内閣府(2012)(上図: 基本ケース、下図: 陸側ケース)

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。  (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 H28.1 地震調査研究推進本部による。

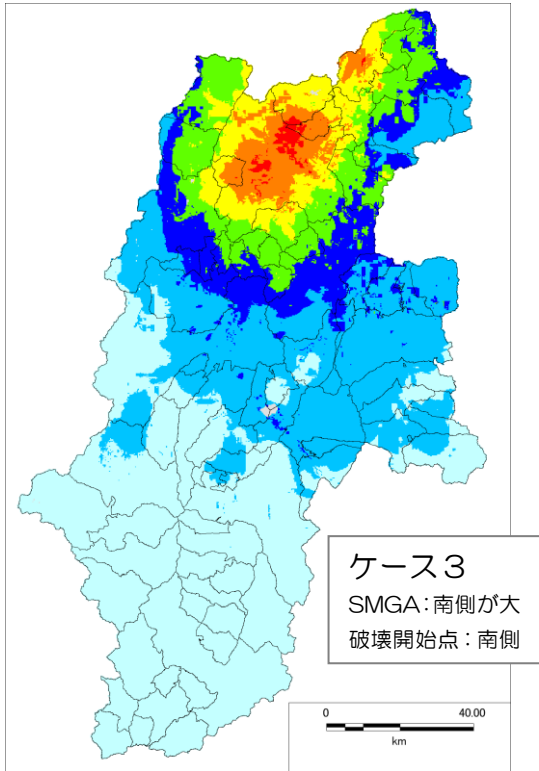
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

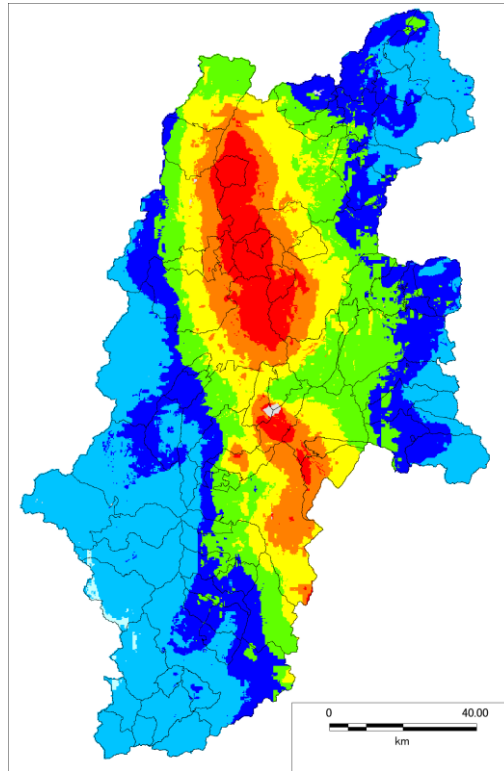
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4から図1-13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

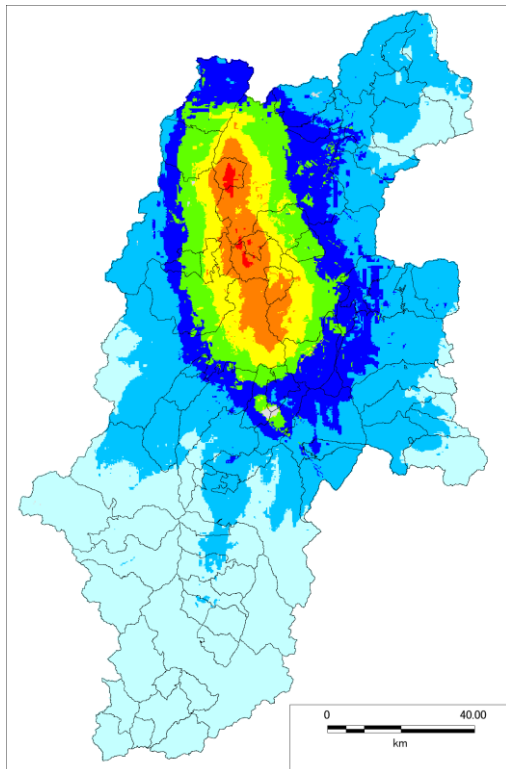
※5 建築物被害が最大のケースを示す。



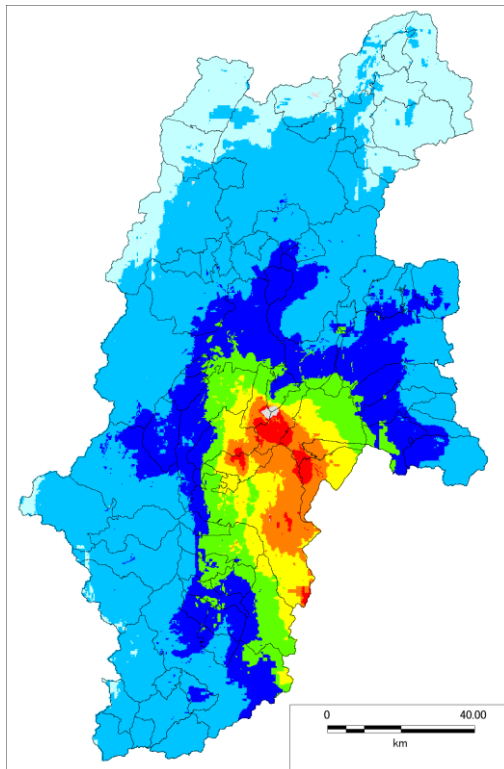
(図1-4)長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-5)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(全体:Mj8.5)

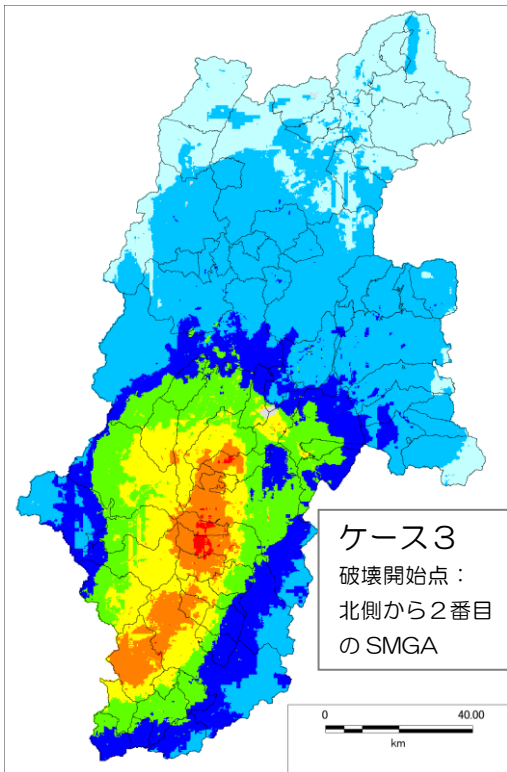


(図1-6)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(北側:Mj8.0)

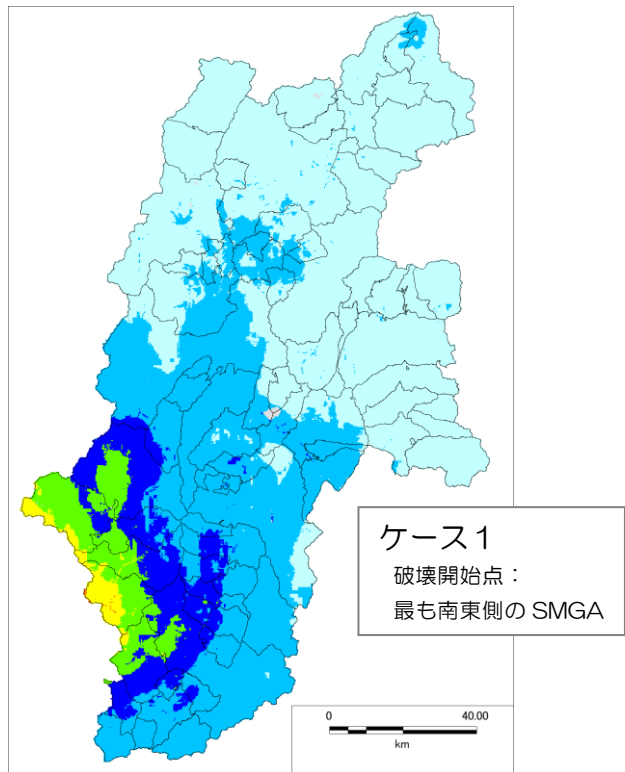


(図1-7)糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(南側:Mj7.9)

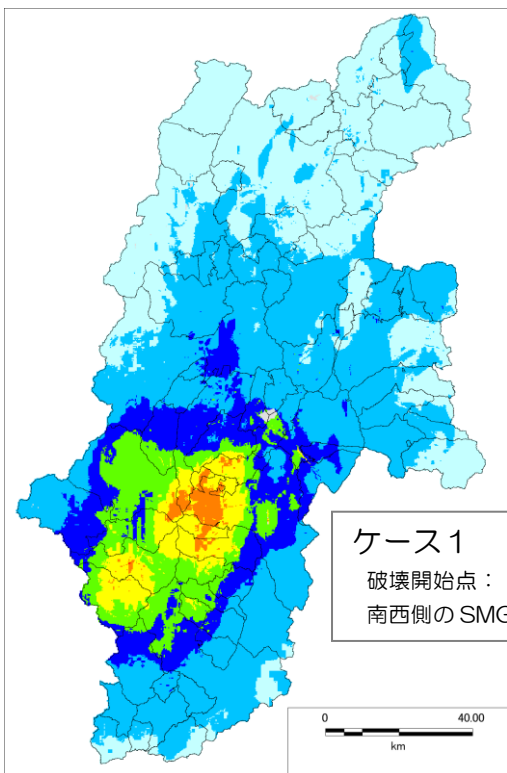




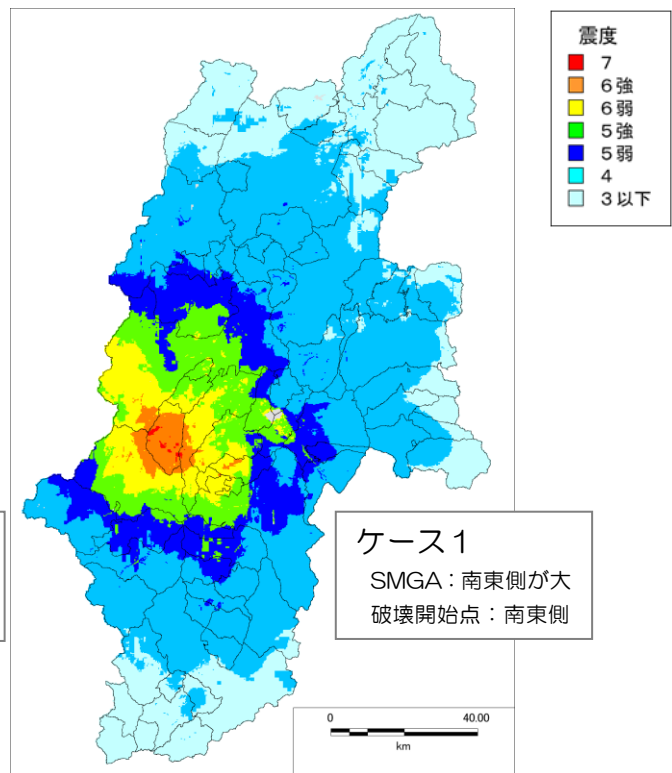
(図1-8)伊那谷断層帯(主部)  
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9)阿寺断層帯(主部南部)  
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-10)木曾山脈西縁断層帯  
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布

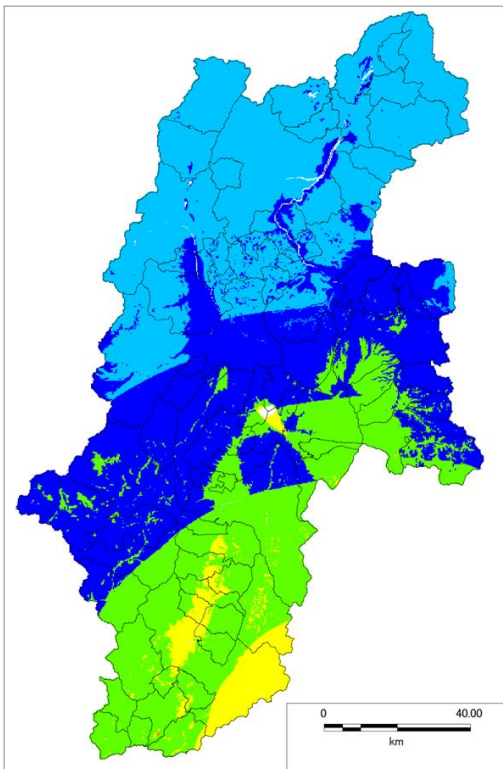


(図1-11)境峠・神谷断層帯  
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布

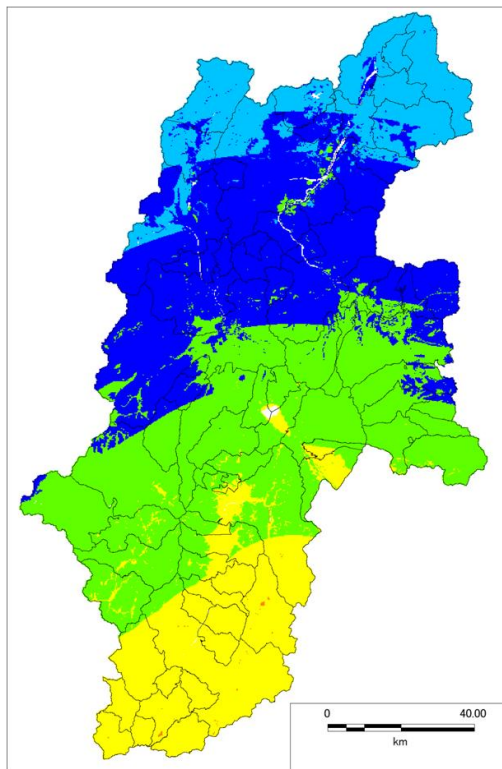


(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12) 経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13) 経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び表1-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3)被害想定(建築物被害)

(単位:棟)

種類	地震名	地震ケース等			建築物被害		
					全壊・焼失	半壊	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370	
		—	冬18時	強風時	97,940	103,450	
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	—	冬18時	強風時	11,770	24,390
		北側	—	冬18時	強風時	31,180	33,050
	南側	—	冬18時	強風時	17,540	42,600	
	伊那谷断層帯(主部)の地震	ケース3	冬18時	強風時	140	700	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080	
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	60	360		
海溝型地震	想定東海地震	—	冬18時	強風時	190	1,470	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース	—	冬18時	強風時	2,260	20,420	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	—	冬18時	強風時			

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

(表1-4)被害想定(人的被害)

(単位:人)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難所 避難者数
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯(主部)の地震		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		270 (250)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		160 (140)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260	
海溝型 地震	想定東海地震		10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		30 (20)	590 (580)	140 (140)	4,140
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		150 (100)	3,700 (3,630)	1,800 (1,760)	29,840

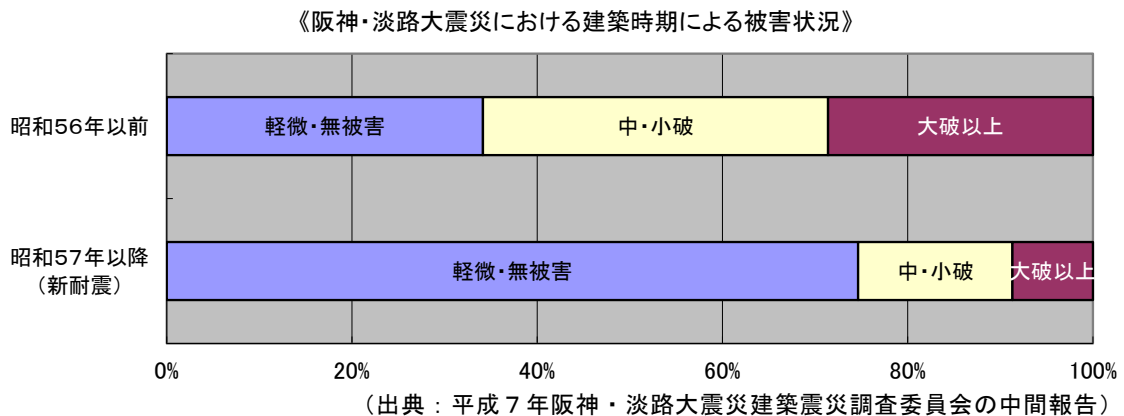
- ※ 建築物被害が最大となるケースを示す。
- ※ 観光客を考慮した場合。
- ※ ( )内は建築物倒壊による死者数等。



## 2 耐震化の現状

### (1) 建築基準法における構造基準の改正

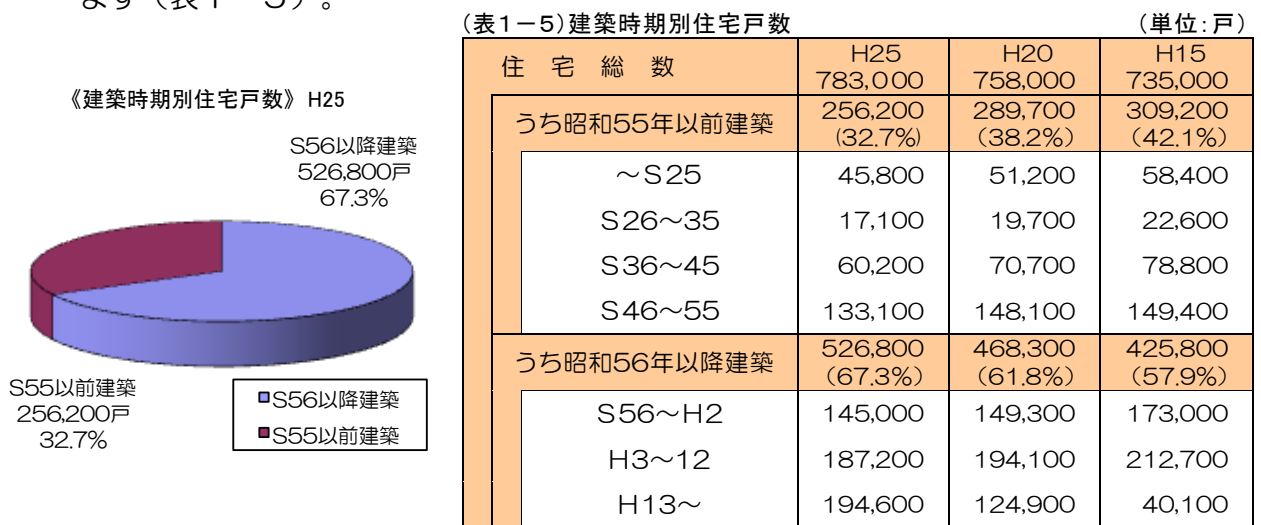
昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています。）。



### (2) 住宅

#### ア 建築時期別の住宅の状況等

平成25年の「住宅・土地統計調査」によると、県内の住宅総数は、783,000戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、256,200戸で全体の32.7%を占めています（表1-5）。



(出典：H15,H20及びH25住宅・土地統計調査)

また、市部及び町村部別にみると、昭和55年以前に建築された住宅の割合は、市部で31.3%であるのに対し、町村部で38.7%と高くなっています（表1-6）。

(表1-6)市部・町村部別住宅戸数

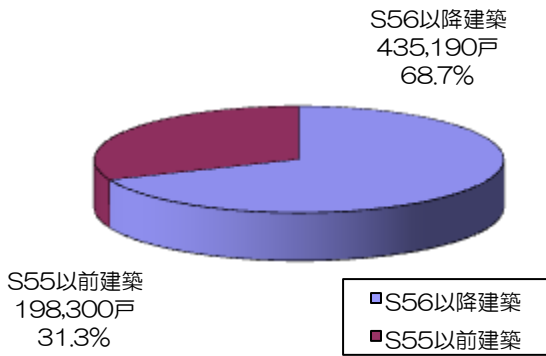
(単位:戸)

	市部			町村部		
	H25	H20	H15	H25	H20	H15
住宅総数	633,490	602,630	504,960	149,510	155,370	230,040
うち昭和55年以前建築	198,300 (31.3%)	222,660 (36.9%)	203,080 (40.2%)	57,930 (38.7%)	67,060 (43.2%)	106,120 (46.1%)
うち昭和56年以降建築	435,190 (68.7%)	379,970 (63.1%)	301,880 (59.8%)	91,580 (61.3%)	88,310 (56.8%)	123,920 (53.9%)

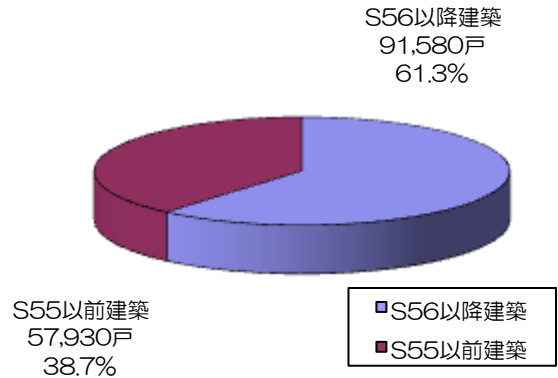
(出典: H15, H20 及び H25 住宅・土地統計調査)

注) 市町村合併により町村部から市部に含まれた旧町村もある。

《建築時期別住宅の戸数(市部)》H25



《建築時期別住宅の戸数(町村部)》H25

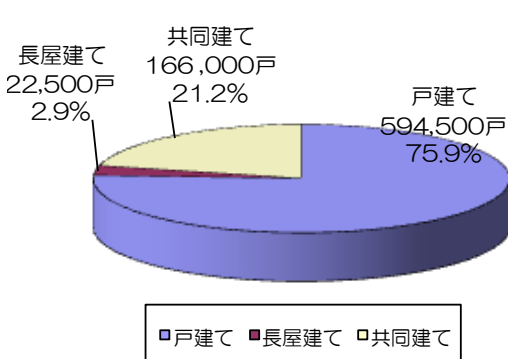


県内の住宅を建て方別にみると、全体の約3/4を占める戸建ての約4割が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は約29%を占めています。

また、長屋建ては昭和55年以前に建築された割合が約5割と最も高くなっていますが、構成比が約3%と低く、住宅総数に対する割合は約2%と低くなっています。

一方、共同建ては住宅総数の約2割を占めていますが、比較的新しい時期に建設されたものが多いため、昭和55年以前に建築された割合は約9%となっており、住宅総数に対する割合は約2%となっています(表1-7)。

《建て方別戸数》H25



(表1-7)建て方別建築時期別住宅数

(単位:戸)

	住宅数		うち昭和55年以前建築戸数	
	住宅数	構成比	戸数	住宅数に対する割合
戸建て	594,500 (575,000)	75.9% (75.8%)	227,200 (254,800)	38.2% (44.3%)
長屋建て	22,500 (27,100)	2.9% (3.6%)	11,800 (16,400)	52.4% (60.5%)
共同建て	166,000 (155,900)	21.2% (20.6%)	14,600 (16,900)	8.8% (10.8%)
計	783,000 (758,000)	—	253,600 (288,100)	32.4% (38.0%)

注) 上段は H25 年、下段は H20 年の数値

(出典: H20, H25 住宅・土地統計調査)

持ち家は577,300戸あり、全住宅に占める割合は73.7%で、そのうちの4割弱が昭和55年以前に建築されています（表1-8）。

(表1-8) 持ち家の建築時期別住宅数

(単位:戸)

	住宅戸数	構成比	うち昭和55年以前建築戸数	
			住宅戸数に対する割合	住宅戸数に対する割合
持ち家	577,300 (549,100)	73.7% (72.4%)	215,100 (238,100)	37.3% (43.4%)

注) 上段は H25 年、下段は H20 年の数値  
(出典: H20, H25 住宅・土地統計調査)

県では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成14年度から、住まいの安全「とうかい」防止対策事業（平成19年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）を実施してきました。診断を実施した住宅は42,783戸（内精密診断：14,354戸）で、そのうち2,119戸（約15%）で耐震補強を行っています（表1-9）。

(表1-9) 耐震診断・改修の実績

(単位:戸)

区分		H14~19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
住宅	耐震診断	29,846	3,898	2,407	1,405	2,308	1,407	884	628	42,783
	耐震補強	537	241	217	226	227	257	270	144	2,119
避難施設	耐震診断	60	67	38	74	47	37	33	38	394
特定既存耐震不適格建築物	耐震診断	1	4	14	8	9	5	3	5	49

※ 上記耐震診断実績は、簡易診断及び精密診断（一般診断法）を合わせた件数

### イ 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると607,000戸となり、県内における住宅の耐震化率は、現状（平成25年時点）で約78%と推計されます（表1-10）。

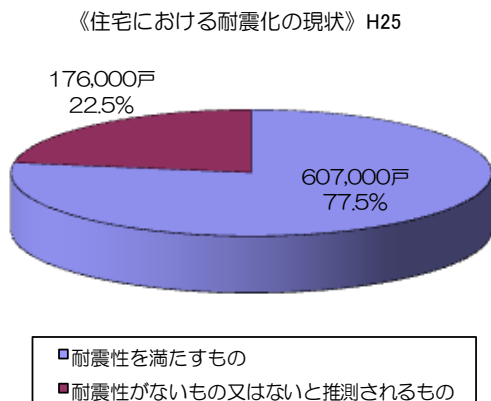
(表1-10) 住宅における耐震化率の現状

(単位:戸)

住宅総数 (a)	783,000 (758,000)
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	607,000 (548,500)
<b>耐震化率 (c=b/a)</b>	<b>77.5% (72.4%)</b>
昭和56年以降に建てられたもの (d)	529,400 (469,900)
昭和55年以前に建てられたもの (e)	253,600 (288,100)
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	40,400 (46,600)
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	37,200 (32,000)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	176,000 (209,500)

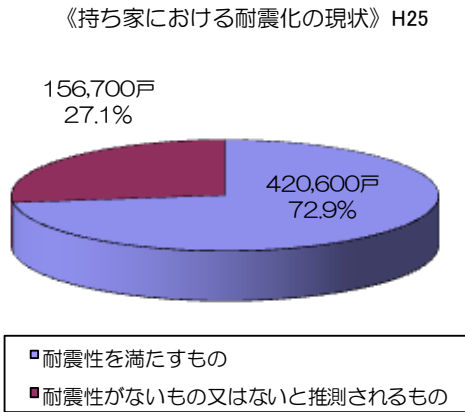
注) 上段は H25 年、下段は H20 年の数値

(出典: H10, H15, H20 及び H25 住宅・土地統計調査から推計)



※ 昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和56年以前と昭和57年以降で分けることが必要ですが、根拠としている住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されており、昭和55年と昭和56年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています（以下同じ）。

また同様に、持ち家についてみると、昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると420,600戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状（平成25年時点）で約73%と推計されます（表1-11）。



(表1-11)持ち家における耐震化率の現状 (単位:戸)

持ち家総数 (a)	577,300 (549,100)
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	420,600 (367,600)
耐震化率 (c=b/a)	72.9% (66.9%)
昭和56年以降に建てられたもの (d)	362,200 (311,000)
昭和55年以前に建てられたもの (e)	215,100 (238,100)
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	21,300 (24,700)
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	37,100 (31,900)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	156,700 (181,500)

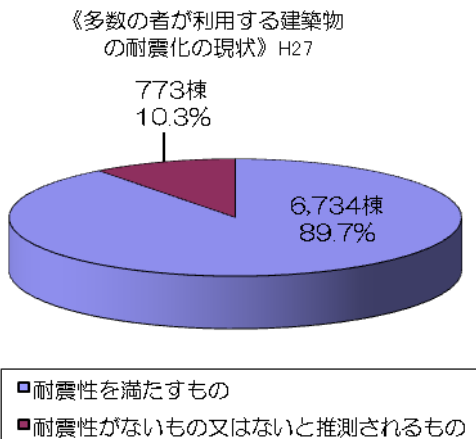
注)上段は H25 年、下段は H20 年の数値

(出典:H10,H15,H20 及び H25 住宅・土地統計調査から推計)

## (2) 特定既存耐震不適格建築物

### ア 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

県内に、多数の者が利用する建築物は7,507棟あります。このうち昭和56年以前に建築されたもの2,452棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの1,679棟に昭和57年以降に建築されたもの5,055棟を加えた、6,734棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する建築物の耐震化率は現状（平成27年）で約90%と推計されます（表1-12、1-13）。



(表1-12)多数の者が利用する建築物における耐震化率の現状(単位:棟)

多数の者が利用する建築物総数 (a)	7,507 (7,415)
耐震性を満たすもの (b=d+f)	6,734 (6,194)
耐震化率 (c=b/a)	89.7% (83.5%)
昭和57年以降に建てられたもの (d)	5,055 (4,752)
昭和56年以前に建てられたもの (e)	2,452 (2,663)
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	1,679 (1,442)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	773 (1,221)

注)上段は H27 年、下段は H23 年の数値

(表1-13) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(詳細)

(単位:棟)

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所(庁舎等)、保健所等公益的な施設	学校(幼稚園を除く)、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅(賃貸)等	
平成18年における棟総数	250	1,982	279	347	4,317	7,175
平成23年における棟総数	286	2,012	292	428	4,397	7,415
平成27年における棟総数(a)	291	1,939	291	482	4,504	7,507
耐震性を満たすもの(b=d+f)	260	1,872	245	438	3,919	6,734
耐震化率(c=b/a)	89.3%	96.5%	84.2%	90.9%	87.0%	89.7%
昭和57年以降に建築された棟数(d)	180	1,009	202	386	3,278	5,055
昭和56年以前に建築された棟数(e)	111	930	89	96	1,226	2,452
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの(f)	80	863	43	52	641	1,679
耐震性がないもの又はないと推測されるもの(g)	31	67	46	44	585	773

イ 緊急輸送道路等沿道建築物の現状

平成26年度、県内を通過する国道153号線全線の調査結果を用いて、県全体の緊急輸送道路沿道の耐震基準別の建築物棟数の推計を行いました。推計によると、法第5条第3項第3号の規定により本計画で定める道路に敷地が接する昭和56年以前に建築された緊急輸送道路等沿道建築物は、3,064棟あります。これらには、平成18年の法改正前は耐震改修促進法において努力義務が課せられていなかったこと等から、耐震診断が進んでおらず、耐震性が確認されていない建築物が多く存在しています(表1-14、表1-15)。

(表1-14) 国道153号線調査結果に基づく旧耐震率と単位あたり棟数

都市計画区域	DID	用途地域	路線延長(km)	旧耐震(棟)	新耐震(棟)	不明(棟)	合計(棟)	旧耐震率	単位あたり棟数(棟/km)
区域外	外	指定外	49.2	24	8	12	44	81.8%	0.9
区域内		指定	44.2	21	36	3	60	40.0%	1.4
	内	指定	21.6	28	16	3	47	66.0%	2.2
		指定外	14.3	75	53	36	164	67.7%	11.5
			0.1	0	0	0	0	-	0.0
合計			129.4	148	113	54	315	64.1%	2.3

(表1-15) 県全体の推計【国道153号全線の「単位当たり棟数」、「旧耐震率」で推計】

都市計画 区 域	DID	用 途 地 域	路線延長 (km)	通行障害 建築物棟数	旧耐震 (棟)	新耐震 (棟)	旧耐震率	単位あたり 棟数 (棟/km)
区域外	外	指定外	1,197.4	1,070	875	195	81.8%	0.9
区域内		指定	852.3	1,158	463	695	40.0%	1.4
	221.2		481	317	164	66.0%	2.2	
	内	指定外	181.2	2,081	1,408	672	67.7%	11.5
		指定外	11.4	0	0	0	—	0.0
合 計			2,486.5	4,789	3,064	1,725	—	—
DID 内小計			192.6	2,081	1,408	672	—	—

### (3) 要緊急安全確認大規模建築物

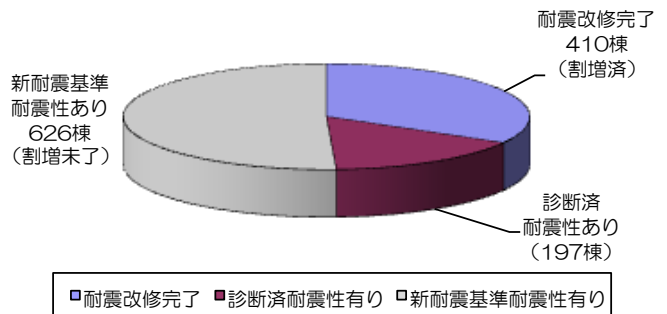
平成25年の法改正により、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁へ報告することが義務付けられました。

本県における要緊急安全確認大規模建築物は、平成28年3月末時点で99棟あります。

### (4) 公共建築物（県有施設）

前計画期間内に県有施設耐震化整備プログラム（平成19年策定）に基づく主要施設1,233棟の耐震化が完了し、県有施設全体の耐震化率（床面積ベース）が92.1%となりました。

《県有施設耐震化整備プログラムに基づく耐震化の現状》 H27



### 3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定

基本方針において、「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%とする」ことを目標としていますが、本県において想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、平成32年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

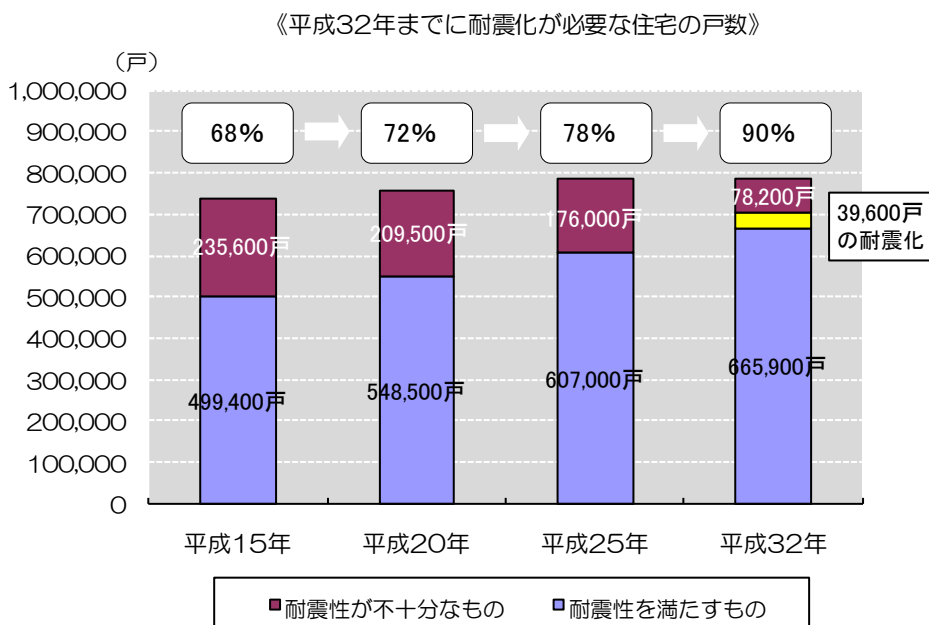
ア 住宅については、耐震化率の目標を90%とします。

イ 多数の者が利用する建築物については、耐震化率の目標を95%とします。

#### (1) 住宅（目標を達成するために耐震化が必要な戸数）

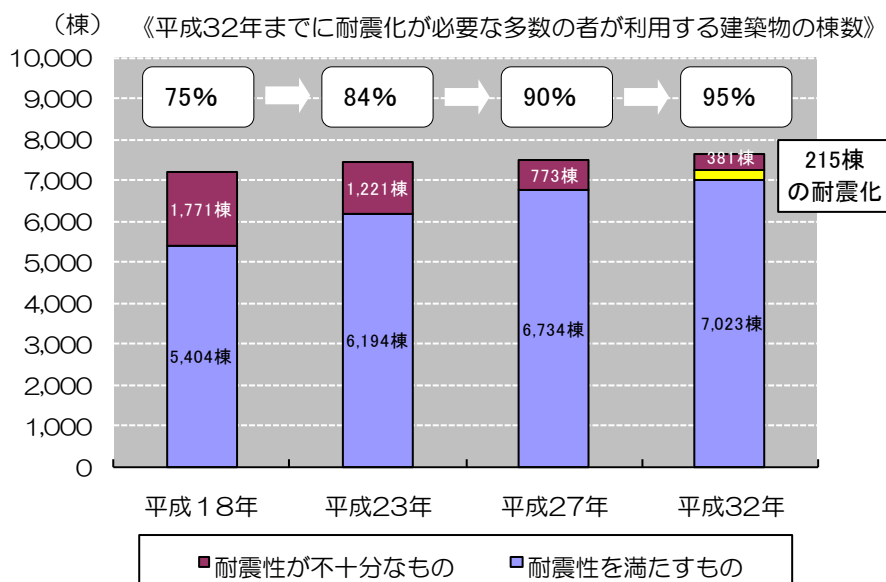
今後7年間（H25から）においても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却（以下「建替え等」という。）、または人口の減少（世帯数は横這い）により、耐震性を満たさない建築物が減ると予想されるため、建築物全体における耐震化率は向上します。

これまでと同じペースで住宅の建替え等が推移すると仮定し、平成32年時点の目標である90%を達成するために耐震化が必要な住宅の戸数を算出します。



(2) 多数の者が利用する建築物（目標を達成するために耐震化が必要な棟数）

また、住宅と同様に、多数の者が利用する建築物においても、これまでと同じペースで建替え等が推移すると仮定し、平成32年までの5年間に耐震化が必要な棟数を算出します。



多数の者が利用する建築物は、前計画期間内において、公共建築物の耐震化が進捗したことにより耐震化率が上昇しました。今後、更なる安全・安心の確保のため、各施設の主管関係部局と連携し耐震化を促進するとともに、子供たちが利用する施設である学校等（小・中学校、高校、幼稚園・保育所）については、平成32年における耐震化率の目標を定め、重点的に耐震化を進めるものとします。

また、ホテル・旅館や災害時に負傷者等の対応を行う災害拠点病院等の耐震化の啓発や促進を行うものとします。

ア 子供たちが利用する施設である学校等については、耐震化率の目標を100%とします。

4 要緊急安全確認大規模建築物の目標の設定

要緊急安全確認大規模建築物は、震災による倒壊被害が甚大になる恐れがあるため、今後5年間重点的に耐震化を促進し、耐震化を完了させるものとします。



## 5 公共建築物の耐震化の目標

県及び市町村が所有する公共建築物の耐震化については利用者の安全確保に加え、災害時に、被害情報の収集や災害対策指示、避難場所等として活用、災害による負傷者の治療が行われるなど、応急活動の拠点として活用されています。このため、防災対策上の観点から耐震化を計画的に進める必要があります。公共建築物のうち、県有施設にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。また、市町村有施設については、災害時の重要性に鑑み、県に従い、耐震化の目標設定や整備プログラムの策定に努めるものとしします。

### (1) 県有施設の耐震化の基本方針

県有施設においては、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する建築物（以下「災害拠点施設等」という。）の耐震化を優先して行い、その後は対象施設を他の県有施設に拡大するものとしします。また、県民の居住施設となる県営住宅についても耐震化を進めるものとしします。構造体の耐震化を優先して行い、次いで、非構造部材や建築設備等の耐震対策を行うものとしします。

#### ア 県有施設の耐震化の目標

平成 19 年度に策定した県有施設耐震化整備プログラムに基づき、県有施設（県営住宅を除く。以下同じ。）のうち昭和 56 年以前に建築された災害拠点施設等の 607 棟は、平成 27 年度までに耐震化が完了しています。引き続き関係部局と連携し、計画的に耐震化を進めるとともに、今後、更なる安全・安心の確保のため、災害拠点施設としての業務継続のための耐震性能の向上、つり天井の脱落防止及び災害拠点施設等以外の県有施設の耐震化を推進します。

##### (ア) 耐震化を推進するための整備プログラムの策定

県有施設の耐震化を計画的に進めるため、(1)の基本方針に沿って「第二期県有施設耐震化整備プログラム」を別途策定し、平成32年までの耐震化の対象を具体的に定めるものとしします。

##### (イ) 耐震診断結果の公表等

県有施設にあっては、耐震化の状況を、別途県のホームページ等で公表することとしします。

#### イ 県営住宅の耐震化の目標

県営住宅の平成27年度末における耐震化率は99.8%です。耐震化未完了の3棟について、できるだけ速やかに用途廃止し除却します。

今後は、居住者のさらなる安全確保をめざし、非構造部材の耐震対策やエレベータの改修を進めていきます。